

戦略1 研究開発の圧倒的充実

I. 戦略1に関する分野横断的な事項に関する行動計画

1. 研究開発予算の充実・強化

No.	詳細行動計画	実施状況の評価	
		第1回BT戦略推進官民会議 (平成20年3月17日)	第8回BT戦略会議 (平成18年1月26日)
1	・ライフサイエンス予算に関しては、平成7年度から平成12年度までの5年間で約2倍の増加を実現しているが、今後ともそのベースの一層の向上を図り、三つの戦略の遂行に必要な措置を講ずることができるよう所要の予算を確保するよう努める。[平成15年度着手]の際、第二期科学技術基本計画期間中(平成13年度～平成17年度)においては、競争的研究資金の倍増を目指すとしており、ライフサイエンス分野においてもその実現を図る。	B	C
2	・基礎研究の成果が実用的技術開発に直結しやすいBTの特徴を踏まえ、基礎研究について一層の充実・強化を図る。	B	C
3	・我が国経済を活性化する観点から、比較的短期間で実用化が期待される研究や、次代の産業基盤の構築に資することが期待される研究などを対象として、産学官の協力による研究開発プロジェクトを積極的に推進する。	B	C
4	・ライフサイエンス分野の「分野別推進戦略」の見直しに当たっては、本戦略も踏まえつつ行い、その上で、毎年度の「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」を策定するものとする。	C	C
5	・競争的研究資金の効果を最大限に発揮させるため、予算の戦略的な配分に加え、研究経歴のある研究課題管理者(プログラムオフィサー)※等の設置や評価内容の開示等公正で透明性の高い評価システムの確立、真に優秀な若手に対する資金の充実等の改革に取り組む。	B	B
6	・大学等における独創的・先端的な研究推進のため、卓越した研究拠点において、世界水準の施設・設備を整備し、魅力あるBT研究開発環境を実現していくための措置を講じる。	B	C
7	・実用化のシナリオを明確化し、関連施策全体を一体となって体系化したプログラム方式を推進する。また、各プログラムに含まれる各々の既存プロジェクトを、ゼロベースから徹底的に見直し、実用化のシナリオが不透明な既存プロジェクト、産業政策上の意義が薄れてきた既存プロジェクトは廃止又は大幅縮減を実施する。	B	C
8	・研究開発に必然的に附随する不確実性に対応して、効率的な予算編成を確保するため、独立行政法人への運営費交付金化を実施する。	A	A

2. 研究開発促進のための体制整備

(1) 戦略的予算の編成・効率的な執行

9	・総合科学技術会議の機能を活用し、施策の企画立案、予算の調整、研究開発のフォローアップ等の充実を図るべく、BTに係る科学技術に関する予算の配分方針及びその運営の一体的な企画・立案・総合調整を行う。その際、それぞれの省庁で実施されている競争的研究資金の審査、評価に関するより適切なシステム構築のための取組や各省連携プロジェクトの企画・評価を強化することを検討	C	C
10	・ライフサイエンスに関する競争的研究資金を配分するファンディングエージェンシーにプログラムディレクター及びプログラムオフィサーを、また、各省にも少なくともプログラムオフィサーを配置するとともに、プログラムディレクター等と総合科学技術会議との会議を行い、総合調整を推進する等の対応を進める。		B
11	・総合科学技術会議「競争的研究資金制度改革プロジェクトチーム」で検討中の改革案などを着実に実施するとともに、配分機関(各省又はファンディングエージェンシー)のファンディング機能を充実する。	B	B
12	・各府省の科学技術関係の概算要求について、予算編成に反映すべく、施策毎に優先順位付けを行う。	C	C
13	・21世紀COEプログラムの生命科学等の分野における世界的研究教育拠点の形成のための重点支援を行う。	C	C
14	・世界水準の研究成果を創出するため、大学等におけるBT関連施設・設備の重点的な整備を進める。また、BT関連研究の効果的推進を図るため、21世紀COEプログラムにおいて選定されたBT関連拠点や世界水準の研究機関を拠点とした研究実施体制の充実強化を図る。	B	C
15	・「私立大学学術研究高度化推進事業」に選定されたBT関連プロジェクトに対する研究施設・設備・研究費の総合的、一体的な補助を行う。	C	C
16	・従来の分野にとらわれない融合的な研究開発を進める研究拠点、地域密着型産・学・官融合研究拠点を複数箇所設置し研究開発を推進する。	B	B

(2) BTを支える人材供給の抜本的充実

17	・主に以下を内容とするBT関連人材充実のための総合的施策を講じるための計画を作成し、実施・推進を図る。 (大学等における取組の促進と支援) ① 学部・学科の設置認可を弾力化し、新分野や融合分野に対応した柔軟かつ機動的なBT関連人材育成を可能とする。 ② 大学等におけるBT関係教育研究環境(施設・設備等)の重点的な改善・充実を図る。 ③ 研究に携わる者への手当てを盛り込んだ「人材養成プロジェクト研究」を充実させ、大学におけるBT研究環境を整備し、意欲ある優れたBT人材の確保が図られるようにする。 ④ BT関連人材養成プログラムを充実する拠点大学等を選定し重点的な支援を行う。 ⑤ 大学院生等に対し、最先端BT関連の知見・手法の修得について高度なトレーニングコースやセミナー等の設置・充実を図るほか、BT分野以外の分野の研究者・技術者に対し、BT関連分野への参入を促進するためのトレーニングコースを設け、多方面からの参加を図る。 ⑥ BT関連実用化技術開発、技術移転等における産業界等の優れた人材について、大学・研究機関等における活用を促進する。 ⑦ 企業や試験研究機関等における施設・設備や人的資源を活用して、実践的・高度専門的な大学院教育を行う連携大学院の整備・充実を図る。 (産業界の取組の促進) ⑧ BT関連人材の雇用の拡大、BT関連人材の優遇、BT関連企業におけるインターンシップの受入の促進、企業からの大学・研究機関等への寄付講座・寄付研究部門の設置等に関し、大学と産業界が協議、情報交換等を行う場を設けるとともに、産業界の積極的な取組を促す。 (若手研究者・女性研究者の確保・支援) ⑨ BT関連を含めた若手研究者を対象とした研究支援制度、女性研究者の活躍を支援する施策を推進する。 (国際的視野に立った人材充実) ⑩ 国際的視野に立つてBT関連分野を含めた人材の養成と確保を図るため、優れた若手研究者の海外派遣や、大学院レベルの留学機会の拡大を図るとともに、海外の優秀な研究者の我が国機関への受入を促進する。	C	C
18	・優れた若手研究者を国内外の研究機関へ派遣するなど人材の育成を図る。	C	C
19	・国立保健医療科学院に新たに人材育成のための研修事業を設け、生物統計の専門家を養成する。	C	C
20	・最先端の研究現場(大学・研究所等)に研究者を派遣することにより、BT分野や他の技術分野、技術移転、リエゾン、知的財産の分野への柔軟な対応力を身に付けさせ、産業競争力強化に資する研究者を養成する。	B	B
21	・BT分野等のベンチャーを起こす起業家や経営人材の育成に必要なカリキュラム開発、ケース開発、モデル事業を、産学連携により推進する。	B	B
22	・海外の高度人材を活用する観点から、戦略的分野の技術者の入国、就労、勉学、研修、居住等に係る環境を改善する。また、脳流入入の拡大を目指した具体策を取りまとめる。	B	C
23	・外国人医師が医師免許を持たなくとも医療行為を行うことが可能な「臨床修練制度」の要件を緩和する。	A	A

(3) 生物遺伝資源の充実

24	・それぞれ特徴ある生物遺伝資源の保存等を行っている機関間の一層の連携を目指したネットワークを整備する。	B	B
25	・2010年を目途に世界最高水準の生物遺伝資源を整備するため、ナショナルバイオリソースプロジェクトを着実に推進し、実験動植物(マウス等)や、ヒトES細胞※、各種生物の遺伝子材料等のバイオリソースのうち、国として戦略的に整備することが重要であるものについて体系的に収集、保存し、提供するための体制を整備するとともに、疾患モデル動物の開発を行う。また、深海、地殻内等に生息する微生物の探索・研究を進め、産業上有用な成果を企業化するための研究開発を行う。		C
26	・現在、厚生労働省の複数の機関で保有しているヒトや動物の細胞、遺伝子などの生物遺伝資源の集約、統合化を図るとともに、ヒト組織や薬用植物の遺伝子の情報も含め、生物遺伝資源の収集・管理体制、またヒューマンサイエンス研究資源バンク(HSRB)等を通じたそれら資源の提供・供給体制の一層の整備強化と資源の充実を図る。	C	C
27	・植物、動物、微生物等の遺伝資源の収集・特性評価・保管・提供等を行う農林水産省「バンク事業」を関係機関(独立行政法人、都道府県、大学、民間等)と協力して推進するとともに、新たに植物2万点他を収集する。また、イネの完全長cDNAやミュータントパネル※等、有用遺伝子の単離・機能解明に重要となる研究材料の保存及び民間企業等への提供体制の一層の充実を図る。	A	C
28	・難培養微生物※、未知微生物等の有用な微生物及びそれらからのDNA等の探索、機能解析研究を行うとともに、その実用化開発を促進する。さらに、それらを含む有用生物遺伝資源をライブラリー化し、永続的に保存・供給していく体制を充実させる。	B	C
29	・生物多様性条約を踏まえ、海外の国々との生物の移転に係る包括的な覚書きや共同研究等により、我が国の企業や研究者が海外の生物遺伝資源を活用できる体制を順次整備する。	B	B
30	・絶滅のおそれのある野生生物の細胞・遺伝子を液体窒素中で長期保存し、細胞・遺伝子レベルでの種の保存を行うとともに、遺伝情報の解析等にも活用できる環境分野の知的研究基盤の整備を行う。	B	C

3. 研究開発のターゲット

(3) バイオツール、バイオインフォマティクスへの重点投資

31	・ NMR(核磁気共鳴装置)、遺伝子発現解析バイオイメージング、生体内微量物質検査等について、現在の検出解析感度を1桁上回るような高度解析技術等の開発を行うとともに、実用化、市場化に向けた取組を推進する。	C	C
32	・ 2010年頃に訪れると予想されるシリコン電子デバイスの微細化の限界を打破するアプリケーションの一つとして、タンパク質の自己組織化を利用し、超小型、超省電力のデバイスを世界に先駆けて開発する。	C	C
33	・ 3万種に及ぶイネの完全長cDNA等を活用し、植物研究用DNAチップ※を開発する。また、これらを用いた品種判別等の検査・分析産業を創出する。	A	C
34	・ ヒトゲノム解析データ等の成果をテララーメイド医療※や在宅医療診断に活用していくためのバイオ関連分析機器の実用化を図る。	B	C
35	・ IT・機器・ナノテクノロジー(NT)とBTとの融合により、各種解析機器を高速度・高効率化するための研究開発、より高次の生体情報を得られる各種計測機器の開発を行う。また、バイオツール、バイオインフォマティクス両分野にわたる国際標準化戦略を含む包括的支援策の検討を開始する。	B	C
36	・ バイオインフォマティクス分野における研究開発や、それを支える研究情報基盤について、大学をはじめとする能力ある研究機関等において、急速に増加するDNAやタンパク質などの生命情報データベースの構築や、それらを解析、連結するソフトウェアやツールの開発等を重点的に進めるとともに、これら研究機関間の一層の連携強化を図る。	B	C
37	・ 研究、実用化、データベース公開等ゲノム関連の全段階において民間部門の参画を確実にしつつ効率的に行うこととして既に設立されている民間団体を最大限活用することにより、統合データベースの構築を進めるとともに、多種多様なデータベースの相互運用性を高めるための検討を行う。	B	B
38	・ 生物・工学・情報等の融合研究拠点の整備を行うとともに、細胞・生体機能のシミュレーション技術の開発、ゲノム、タンパク質、トランスレショナルリサーチ等に関する各種データベースの整備充実、グリッドコンピューティング環境の構築等バイオインフォマティクス分野における先端的・基盤的な取組を進める。	C	C
39	・ イネゲノム情報、育種情報、栽培生理情報等の統合データベースの作成と解析支援システムを開発する。	B	B
40	・ 臨床データや患者の医療情報を収集・電子化し、それらの情報と個人の遺伝情報、タンパク質発現情報等を相互にリンクさせることにより、テララーメイド医療、予防医療等のベースとなる疾患診断システムの開発など、「臨床インフォマティクス」分野の開拓を行う。	B	B
41	・ バイオインフォマティクスについては、DNA解析やプロテオーム解析※結果等についての交換プロトコル、データフォーマット、用語等に係る早期の国際標準化が望まれるため、その方向性、妥当性についての検討を開始する。	B	B

II. 戦略1に関する各分野の行動計画

【医療・健康分野(よりよく生きる)】

42	・ 遺伝情報を基にした個人個人にあった予防・治療を可能とする医療(テララーメイド医療)の早期実現を目指す。このため、30万人規模の血液サンプルの収集を行い、SNPs(一塩基多型)と疾患・薬剤応答性(有効性と副作用)との関連データベースを構築するとともに、個人遺伝情報を臨床応用するための検査用診断機器ソフトの開発を行う。また、我が国が世界最高水準にある遺伝子多型研究を進め、疾患関連遺伝子・薬剤応答性に関する遺伝子の研究を推進する。	B	B
43	・ がん、高血圧、糖尿病等の疾患に関する遺伝子・薬剤応答性に関する遺伝子について二次スクリーニングを進め特定するとともに、疾患関連タンパク質解析プロジェクト等から得られる大量の疾患関連タンパク質情報を基にバイオインフォマティクス技術を活用し、創薬基盤技術として確立する。	B	B
44	・ 遺伝子多型から疾患遺伝子を解明する手法についても、マイクロサテライトとSNPsを用いて多因子疾患の原因遺伝子を絞り込むアルゴリズム等を開発する。	A	B
45	・ 再生医療に必要な幹細胞のバンクを整備するとともに、大量増幅技術、細胞移植技術等その利用技術等を世界に先駆けて確立する。特に神経幹細胞の利用技術を開発し、パーキンソン病等の治療技術を開発するとともに、再生医療技術による生活習慣病治療技術を開発し実用化を図る。また、発生・再生の仕組みの解明を進めるとともに、細胞治療を念頭にいた幹細胞操作技術の開発などを推進する。	C	C
46	・ 移植用臓器の再生に関し、形態学的な再生については基礎的データの収集ができてはいるが、機能的な臓器についてはまだ開発されていないため、機能を保った臓器の再生技術の開発を進める。併せて、移植しても拒絶反応を呈しない臓器の開発を行う。	C	C
47	・ 神経変性疾患の再生及び内分泌系の細胞の再生に関し、臨床応用を開始する。また、少ないドナーにより対応しながら内分泌、神経等の細胞治療を実現させるため、機能を温存したまま増殖培養させる技術の開発を行う。	C	C
48	・ 再生医療において、産業化を促進する基盤整備の一環として、細胞・組織・細胞外材料等の処理工程を含む品質管理手法や生体適合性等の評価手法の開発並びに標準化の検討を行う。	C	C
49	・ 遺伝子治療に用いるベクターの研究開発を支援するとともに、その開発ベンチャーを支援する。	C	D
50	・ 近年進展の著しい再生医療及び遺伝子治療関連技術における技術開発の発明を更に促進するため、特許法における取扱いを明確化すべく、法改正及び審査基準改訂の必要性について検討し、結論を得る。なお、本検討に当たっては、医師による医行為等に影響を及ぼさないよう十分配慮する。	B	B
51	・ 細胞移植の際に起きる免疫拒絶反応のメカニズムの解明を行うとともに、拒絶反応をなくす手法を開発する。	C	C
52	・ 世界最先端設備(NMR、大型放射光施設等)を駆使し、産学官の研究能力を結集して、約3000種(全基本構造の約1/3)以上のタンパク質基本構造及びその機能的解析を進めるとともに、微小重量環境下におけるタンパク質結晶化、糖タンパク質の結晶化や生産技術開発、糖鎖等新たな分子機能の解析などに取組み、我が国発のゲノム創薬の早期実現を目指す。	B	B
53	・ 医薬品候補物質のDNAチップを用いた遺伝子発現プロファイルに関するデータをデータベースとして構築し、ゲノム創薬に活用する。更に、遺伝子発現プロファイルから、医薬品候補物質の安全性の早期予測システムを確立する。	C	C
54	・ がん、高血圧等の患者とそれ以外の者におけるタンパク質の量と種類の違いを同定するための大規模な基盤整備、疾患関連タンパク質の解析プロジェクトを推進する。	C	C
55	・ 医薬基盤技術研究所(仮称)を設立し、創薬基盤の確立のために、ゲノム科学やタンパク質科学の成果を医薬品等の開発に橋渡しする基盤技術の研究開発拠点を整備する。	A	A
56	・ 完全長cDNAを基盤とした有用遺伝子の収集・機能解明、タンパク質機能・構造解析等の研究開発、測定機器の高度化、加齢に関わる遺伝子解析、糖鎖構造解析・自動合成装置の開発等、治験支援関連産業創生の環境整備等を実施する。	B	B
57	・ 精神・神経疾患の原因の解明等、脳機能を解明するための研究を一層強化し、新しい原理に基づく治療法や予防法の確立に向けた取組を充実する。	C	C
58	・ 脳の働きを人工的に再現することにより、現在のコンピュータとは異なる全く新しい情報処理原理に基づく脳型コンピュータの開発に取り組み、また、脳型コンピューティングの実現を目指して人間の社会行動の基盤となる高次脳機能の研究を推進し、脳科学、情報科学等の融合等を図る。	B	C
59	・ 学習・言語・感情・運動発達をはじめとした、脳の高次機能の発達機構の解明についての分野融合的な研究を進めることなどを通じ、こころの健康の保持・増進や精神・神経疾患の治療実現に向けた取組を充実する。	C	C
60	・ 非侵襲的脳機能イメージング等の先端的な計測・解析技術の開発をはじめ、脳やこころの健康についての基礎的・基盤的研究開発の一層の推進を図る。	C	C
61	・ ナノテクノロジー(NT)、BT及びITを融合して、ヒトの機能を代替・補助する生体適合性材料・五感センサ等を開発することを通じ、人工臓器、人工感覚器の開発を行う。	C	C
62	・ 精密作業の可能なマニピュレーターや画像ガイド下での手術支援を行う低侵襲医療機器等の医療機器研究を推進する。	C	C
63	・ 身体内部機能を代替する人工インプラント等の医療機器研究開発を研究支援策の充実等により推進する。	C	C
64	・ 早期診断・短期回復を可能とするための高度医療機器や再生医療を支援するための自動培養装置等の開発により、国民が自立して健康に暮らせる期間(健康寿命)の延伸及び医療機器産業の国際競争力強化を目的とした研究開発を実施する。	B	C
65	・ 予防医療確立に向け、ITを活用した次世代生体情報計測機器や生体情報の定量的評価手法の開発等により、在宅健康管理システムの確立を図る。	B	B
66	・ いわゆる健康食品の成分分析や実験・疫学データなどからその有効性の評価を推進する。	C	C
67	・ マーカー遺伝子等が残らない我が国独自の遺伝子組換え技術により、成人病予防等の保健・予防機能を有する遺伝子組換え農作物を開発する。	C	C
68	・ 水産生物、海洋微生物等が有する機能的物質を探索し、有用成分の構造と機能の発現機構を解明するとともに、分離・精製技術や利用技術の開発を行う。	C	C
69	・ DNAチップ等を活用して食品の生体調節機能を解明するとともに、食品素材の組み合わせによる効果等を解明する。また、調理による機能的成分の消長・化学変化とそれに伴う機能的変化を追求し、機能的保持に有効な調理条件の確立を図る。さらに、新たな組成のオリゴ糖等の糖質を生成する酵素利用技術の開発や、カロチノイドやリグナン物質、乳酸菌のプロバイオテック(体に良い働きをする微生物)の機能的等を利用した高品質畜産物の生産技術の開発を行う。	C	C

【食料分野(よりよく食べる)】

70	・ DNAマーカー※選抜技術、微量成分分析技術等先端技術を駆使し、麦、大豆、野菜等について、消費者の求める「環境負荷低減型農作物」、「健康増進型農作物」の開発と、これら新品種を活用した新規食品等の開発を促進する。	B	B
71	・ 産学官連携のもと食料生産、食品産業に積極的なBT技術の導入を図るための各種研究の迅速な推進を図るとともに、地域の特色を生かし、かつ地域の活性化につながる農林水産物生産、加工に係るBT技術の開発等を企画から実施まで地域で一貫して行う。	B	C
72	・ イネの塩基配列データを基に、①画期的な新品種開発、②不良環境にも強いイネや環境修復植物の作出、③有用物質生産のための植物工場の実用化等に活用し得る有用遺伝子の機能解明研究を重点的に推進する。	C	C
73	・ 主要農作物では、病害抵抗性、品質、ストレス耐性や高機能性、家畜では、肉質や疾病等、魚介類では、成長・耐病性等に関わるDNAマーカーを早期に探索し、これを利用した効率的育種システムを開発する。	B	C
74	・ 組換え遺伝子技術により、不良環境に耐性のある作物や、低農薬栽培を可能とする高度病害虫抵抗性作物の開発を行うとともに、消費者メリットのある遺伝子組換え農作物を開発する。	C	C

75	・受精卵移植技術、受精卵クローン等繁殖技術の高度化・安定化を図る。	C	C
76	・水産生物の高成長、耐病性等に関する形質の探索を行うとともに、高成長、耐病性等を強化した養殖系品種の開発を行う。	B	C
77	・農林水産・食品産業等の分野における民間の研究開発を促進するため、競争的研究資金による基礎研究、地域の産学官を結集した新事業創出に関する研究開発を行う。	B	C
78	・研究開発投資が他産業に比べて少ない農林水産・食品産業分野において、バイオ等生物系先端技術により新産業の創出、企業化を促進するため、産学官の人的交流等を強化するとともに、バイオベンチャーの創出を目指した若手研究者の独創的な着想に基づく研究や民間企業、大学、独立行政法人等の研究者が参画する異分野融合研究を実施する。	A	B
79	・BSEについて、プリオンタンパク質の性状解明、診断技術の開発、環境中の異常プリオンタンパク質の動態解析・不活化技術の開発を実施する。また、重要な人獣共通感染症についても、診断技術や予防技術の開発を実施する。	B	C
80	・食品等に含まれる抗生物質、微生物毒素を検出するための技術である免疫化学測定法は化学分析法と比較して迅速、廉価、簡便であり、食品・農産品等に対する公的分析法として確立するために、標準化を検討する。	A	B
81	・表示項目を科学的に検証するため、DNA・微量成分等による品種・産地判別技術を開発する。また、抗体等を用いた有害微生物・毒素等の超高度検出技術を開発する。	B	C
82	・次世代ワクチンの開発のため、多機能ワクチンを効果的に免疫系に運ぶための技術を開発するとともに、多機能・省力型次世代ワクチンの開発を行う。	B	C
83	・動植物から抗菌作用等をもつ有用物質を生成する遺伝子の単離、機能解明を行うとともに、これら有用物質の大量生産システムを開発する。	B	C

【環境・エネルギー分野(よりよく暮らす)】

84	・都市系廃棄物等の未利用バイオマスを原料とした高効率水素ガス発生技術、燃料電池技術等を最適に組み合わせ、季節需要に応じて電気、熱、有機肥料等を産出するシステムの開発を行う。	B	B
85	・農林系廃棄物等からバイオマスエネルギーを効率的に生産する技術を実用化する。特に、木質系廃棄物等のバイオマス資源を糖化した上で、微生物を用いて発酵し、液体燃料(エタノール)へ変換する技術の早期実用化に取り組む。	C	C
86	・経済性の制約を克服し、バイオマスエネルギーの実用化を図るため、バイオマス資源を水素、メタンなどの気体燃料、エタノールなどの液体燃料等の有用なエネルギーに高効率で転換する、二段発酵等の生物化学的変換等による技術を開発する。	B	C
87	・植物の環境浄化・修復に関わる機構の遺伝子レベルの解明から実用植物レベルの応用研究を進め、環境浄化と有用物質生産技術の開発を図る。	C	C
88	・重金属等による汚染リスクを低減するため、農用地土壌等の浄化を可能にする植物、微生物の作出とその利用技術を開発する。	B	B
89	・微生物等の機能を活用した廃棄物や汚染物質の処理を実現するため、メタン発酵の高効率化や難分解性物質のバイオレメディエーション技術確立のための技術を開発する。	B	C
90	・基礎的研究のブレークスルーとなり、実用化においても経済性の向上などの効果が期待されるBTを活用した環境研究、環境技術開発について、競争的研究資金を活用し、その推進を図る。	B	C
91	・油汚染により損傷を受けた海域の環境修復を図るために、有効なバイオレメディエーション技術の開発及び生態系影響評価手法に関する研究を行う。また、高度処理浄化槽・水生植物等を活用した水質浄化技術(バイオ・エコエンジニアリング)の開発を行う。	B	C
92	・バイオナノテクノロジーを活用して、環境中の有害物質等の健康、生態への影響を低コストで迅速・正確・多角的に評価できるDNA、細胞等を載せた「環境チップ」を開発する。	B	C
93	・昆虫ゲノムの解析を進め、組換え体カイコを用いた抗菌タンパク質、動物医薬、クモ糸様高性能繊維等の生産技術や昆虫の産生物を用いて画期的な新素材を開発する。また、選択性が極めて高く、環境に優しい農業を開発する。	C	C
94	・組換え体微生物等を用いて、機能性食品や医薬品・化粧品を始めとする高付加価値なバイオマス由来工業製品の原料を生産する技術を開発する。	C	C
95	・微生物機能を活用した有用物質生産プロセスの高効率化を図るため、解読されているゲノム情報を基に、不要な遺伝子の削減やシミュレーションモデルの開発等を行い、物質生産プロセス用宿主細胞(大腸菌、酵母、枯草菌、コリネ菌等)を高機能化するための技術	B	C
96	・バイオプロセス導入のボトルネックとなっている高機能酵素の耐熱性、耐久性等を抜本的に向上させるための研究開発や植物工場実現のための代謝経路の解析・制御・機能改変技術等の開発を行う。	B	C

戦略2. 産業化プロセスの抜本的強化

1. 戦略2に関する分野横断的な事項に関する行動計画

1. 産業化のインセンティブの抜本的改革

97	産業活動におけるバイオ技術の取組を支援するため、試験研究費の増額分について税額控除を認めている現行制度から、研究開発支出の総額の一定割合を税額控除とする制度への変更を検討する。	A	A
98	我が国の研究開発成果の国際的普及、バイオ産業の国際的競争力強化の観点から、バイオ分野における国際標準化戦略を策定する。	A	A

2. 産業化に向けた各主体の能力の大幅強化

(1) 大規模企業の創出と大企業の経営資源を活かしたバイオ関連産業の強化

99	個々の企業やグループの枠を超えた思い切った事業再構築や産業再編を促すため、産業再生法を改正し、商法特例、税制措置、政策金融措置等の支援措置の延長・拡充を行うべく検討を進める。	A	A
----	---	---	---

(2) ベンチャー企業の活性化

100	創業支援に関する各種税制措置について所要の見直しを検討する。	A	A
101	会社設立に要する時間や事務負担を大幅に削減するため、電子化・業務合理化を通じて手続の簡素化を図る。また、起業のハードルとリスクとなっている各種規制について見直しを行う。	A	A
102	大学発ベンチャー経営等支援事業において、優れた技術を有する一方で経営等のノウハウに欠けがちな研究者等に対して、経営・法務面等での助言を行うアドバイザー等の派遣を行う。	B	C
103	中小企業の研究開発から事業化までを一貫して支援する中小企業技術革新制度(SBIR)については、関係各省庁が協力して作成した統一運用方針の着実な実行や、本年度中に完成予定のSBIRに係る成果事例集による関連製品のPR等を通じて、今後とも一層の充実を図る。	C	C

(3) 技術シーズの供給役としての大学・公的研究機関等

104	大学等におけるBT分野の基礎研究を強力に推進する。	B	C
105	卓越したリーダーの下で大学と産業界がプロジェクト形成段階から一体的に協力するとともに、両者のポテンシャルを最大限に活用した研究開発を行い、新しい市場創出と高い経済活性化を図る研究開発プロジェクト(リーディングプロジェクト)をテイラーメイド医療等で推進する。	C	C
106	新技術に関するシーズを素早く取り上げ、企業化に結びつける目利き人材の雇用等を企業に働きかけるとともに、企業の人材を一定期間大学等に派遣し、先端技術の知見等を習得する機会を増加させる。	C	C
107	大学・公的研究機関等の研究課題・内容、従事者、成果等に関する総合的なデータベースの整備と情報の積極的な提供を進める。	B	C
108	大学・公的研究機関等において、企業の参加を得て戦略的、集中的に知的財産を創造、活用するため、基礎的研究段階からその研究成果の応用、技術移転に至るまで一貫して実施する研究開発を推進する。	B	C
109	大学やTLOの技術シーズと産業界のニーズのマッチングを強化させるための研究開発事業や情報提供事業を推進する。また、大学・公的研究機関等において、企業ニーズや社会ニーズに迅速かつ的確に対応した研究テーマの設定や評価、共同研究の推進等を行うことができるよう、民間からのコーディネート人材の登用を含め、産学官連携のためのコーディネート機能を強化する。	C	C
110	発明補償金の上限撤廃及び増額を柱とする国立大学(大学共同利用機関を含む。以下同じ。)共通の規定を制定するとともに、法人化後の国立大学や研究開発型独立行政法人においては、各法人ごとの規程を整備する際に、発明者個人への適切な発明補償金の支払いについて規定する。また、知的財産の創造活動に係る業績に応じて優先的に研究費配分を行うなど、多様なインセンティブを設ける。	B	B
111	大学の発明委員会において、学生を含め共同研究者を明確にする旨を各大学の発明規程に明記するよう、周知徹底を図る。併せて、出願時において、各発明者の寄与度を明確化しておくよう奨励する。	B	B
112	産業技術総合研究所「ベンチャー開発戦略センター」において、ビジネスモデル作成者、事業経営プランナーを配置し、マーケティングに裏打ちされたビジネスモデルを構築し、公的研究機関・大学の技術シーズをもとに成功率の高いベンチャーを生み出す起業化システムの検証・研究を行う。	A	A

3. 事業環境の整備

(1) 研究開発と産業を結び研究開発基盤機能の整備

113	大学、研究機関間の知識の共有化を図るための機関間ネットワークを充実する。	B	B
114	産業技術総合研究所(地域センター)内に実用化技術開発のための試作設備などを有する産学官共同研究施設及び大学連携型の起業家育成施設(インキュベータ)を整備する等、必要な措置を講ずる。	B	B

(3) 戦略的な知的財産政策の強力な推進

115	知的財産の保護、活用を図るための知的財産を有する人材を大学等で養成するための制度を開始する。	C	C
116	大学・公的研究機関やTLO等における知的財産の権利化を促進するため、今後(国立大学については法人化にあわせ)特許出願の明細書作成・弁理士費用、海外出願・国際(PCT)出願の費用、特許維持費用等について、必要十分な経費の確保に努める。また、国立大学の法人化前であっても、TLOを通じた個人帰属の特許活用を推進することとし、海外出願・国際(PCT)出願の費用確保に努める。	B	B
117	研究開発の実施段階から知的財産の発掘・権利化を行うため、大学・公的研究機関等における弁理士や民間の専門家の活用を推進するとともに、産学官連携組織の機能の強化を図る。また、他大学に先立ち、全国数十程度の主要な国公立大学においてTLOとも連携しつつ、企業経営者等民間の人材を活用して、知的財産の創造と活用を総合的に支援する「知的財産本部」の整備等を開始する。	B	B
118	大学、公的研究機関やTLO等におけるリサーチツールやリサーチマテリアルを含む研究開発成果物の取扱いに関して、その帰属や研究開発の場での広い利用の促進、産業利用等に関するルールを明確化し、周知徹底を図る。	B	B
119	国・特殊法人等の委託による研究開発の成果たる知的財産権を委託者に帰属させることができる産業活力再生特別措置法第30条(いわゆる日本版バイドール制度)を特別の事情があるものを除き、全ての委託研究開発予算について適用する。	B	B
120	大学等における知的財産本部の設置とともに、大学の知的財産戦略に応じたBT関連の専門家の配備等を通じてBT関連機能の強化を図る。また、BT分野の研究プロジェクト内に知的財産担当者を置き、TLO、知的財産本部などの連携を図る。また、大学等が進める研究開発に関し、生じた成果の特許化等に必要経費をあらかじめ研究開発経費に盛り込むことなどにより、知的財産権の確保を支援する。	B	B
121	農林水産省所管の独立行政法人が保有する特許権等について民間企業における利活用の促進を図るため、独立行政法人の研究開発に係るTLOを新たに整備する。	A	B
122	ポストゲノム研究の成果を特許権として適切に保護するため、タンパク質立体構造発明について、審査事例集の作成・公表を行い、審査基準と権利化のあり方を明確化する。また、その特許性に関する日米欧三極特許比較調査を行い、審査基準の三極調和を検討する。	B	B
123	起業家育成システム導入促進事業において、TLO等における人材育成にとって重要である技術経営(Management of Technology)教育のためのプログラム、教材開発等を行う。また、産業技術フェローシップ制度において、TLO等産学リエゾン機関への派遣による人材育成を行う。	A	B
124	各種研究開発補助金制度等の対象経費に特許取得費用も含まれるよう拡充、TLOの行う技術移転事業に係る補助金について海外出願費用を新たに補助対象項目として追加することにより、民間企業やTLOの特許取得を支援する。	B	B
125	BT分野における特許権について、将来の研究進展、産業展開、国民への影響を見据えつつ、適正な制度設計を検討し、裁定実施に関する日米合意が及ぼす影響を考慮して、具体的事例に則しての権利の保護と、特許の円滑な活用・流通に関して、調査・検討し、結論を得る。	B	B

(4) BT産業の拠点づくりを通じた産業競争力の強化

126	自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等を核とし、関連研究機関、研究開発企業等が集積する研究開発能力の拠点(知的クラスター)の創成を目指し「知的クラスター創成事業」を全国本格実施地域12地域、試行地域6地域で推進する。具体的には、本格実施地域のうち4地域、試行地域では5地域において、BTの関連研究機関、研究開発企業等が集積した一大クラスターの形成を目指し、事業を推進する。	C	C
127	地域の比較優位性を踏まえて、地方自治体とも連携しつつ、「産業クラスター計画」を、当面、全国19のプロジェクトで推進していく。具体的には、関東、近畿、北海道等のBT分野の産業クラスターにおいて、産学官の広域的な人的ネットワーク形成を図る産業支援機関の助成、地域の特性を活かした技術開発の推進、起業家育成施設・起業環境の整備等、産業集積形成促進のために必要な措置を講ずる。	B	C
128	文部科学省の知的クラスター創成事業と経済産業省の産業クラスター計画については、地域クラスター推進協議会や合同成果発表会等の連携を講じてことにより、支援策の効果的な運用を図る。	B	C
129	大学等の技術シーズや知見を活用した産学官研究共同体制(コンソーシアム)による実用化技術開発を実施するとともに、中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業のためのリスクの高い技術開発を支援する等、域内の企業連携、産学官連携を促進するために必要な措置を講ずる。	B	C

II. 戦略2に関する各分野の行動計画

【医療・健康分野(よりよく生きる)】

130	・ 現行の「薬価算定ルール」において、画期的・革新的新薬については、開発のインセンティブを与えるため、薬価算定の際に加算を行う仕組みとしており、平成14年4月以降は更にその加算率を大幅に引き上げ、また、医療機器についても「算定基準」において、画期的・革新的な新しい医療機器について、加算を行える仕組みとした。本制度の適切な運用を図るとともに、今後の実績等を踏まえて、BTによる開発のインセンティブが十分に行きわたり、技術革新に見合うように更に検討する。	C	C
131	・ 医薬品産業の将来ビジョンとして、本年8月に取りまとめられた「医薬品産業ビジョン」について、治験の推進や研究開発の支援など、ビジョンの中で掲げている「アクションプラン」の具体的な支援策を実施し、医薬品産業の国際競争力強化を図っていく。	B	C
132	・ 世界的に大きな成長が見込まれる医療機器産業の国際競争力強化のため、その現状及び今後の課題等を分析した上で、医療機器の研究・開発から販売、保守管理に至るまでの総合的な支援策を検討し、「医療機器産業ビジョン」(仮称)を策定する。	C	C
133	・ 体内埋め込み型の医療機器等の技術的、社会的にリスクの高い医療機器の国際競争力を高めるため、企業が積極的にこのような医療機器の開発・製品化に取り組むための環境整備について所要の措置の検討を行う。	B	C
134	・ ①大規模治験ネットワークの構築、②小児用医薬品やオーファンドラッグ等の治験の推進、③医療機関の治験実施体制の充実、④患者の治験参加を支援する施策、⑤臨床研究全体の推進などを内容とする「全国治験活性化3カ年計画」を策定する。	B	B
135	・ 治験の質の向上に寄与する治験コーディネーター(CRC)養成を促進する。	B	B
136	・ 大学等における基礎的研究成果を臨床等に適切に結びつける等の臨床応用研究(トランスレーショナルリサーチ)の着実な推進を図る(トランスレーショナルリサーチプログラム)。また、大学等における体制の整備を図る。	B	C
137	・ 疾患群ごとに、①国立高度専門医療センター、高度専門医療施設等、②特定機能病院、③臨床研修指定病院など複数の医療機関の間でネットワーク事務局を中心に治験に関する大規模なネットワークを形成し、承認に必要な症例数を速やかに確保する体制を整備する。	B	B
138	・ 欧米で標準的な医薬品等でありながら国内では不採算等のため導入されていない医薬品等について医師主導で実施する治験のシステムを上記大規模治験ネットワークにおいて導入する。	B	B
139	・ 患者が、治験の意義や内容を理解し、治験実施状況に関する情報を容易に入手でき、安心して治験を受けることができるよう、①関係機関、関係団体等が、シンポジウムの開催など、国民に対する治験の意義や内容に関する普及啓発、広報活動を一層進め、②国内における治験の実施状況を網羅的にインターネットを通じて提供することとする。	B	B
140	・ 研究者のインセンティブの向上を図るため、治験に係る契約内容(症例数)の着実な実施を徹底するとともに、治験に関わる業績の評価や研究費の効果的な配分について検討する。また、患者のインセンティブの向上を図るため、費用負担の軽減などを検討する。	B	B
141	・ 高度先進医療の実施について、特定療養費制度の対象となる「特定承認保険医療機関」の要件の緩和を実施する。	A	A

【食料分野(よりよく食べる)】

142	・ BTを活用した農業・種苗産業の将来像について、官民一体となって検討するとともに、その実現に向けた総合的な取組を推進する。	B	C
143	・ 植物新品種に関し、育成者権侵害対策のために必要な法制度の整備について検討を行う。	B	B
144	・ 当事者等からの依頼により比較栽培を実施する体制の整備について検討する。また、DNA分析による簡便・迅速な品種識別技術についても、技術開発・精度向上、識別結果の活用促進のための環境整備を推進する。	B	B
145	・ 植物新品種に関し、出願者の利便性向上を図るため、品種登録事務手続の電子システムの整備等により、インターネットによる出願手続を可能とする。また、栽培試験実施機関の体制整備等により新品種の育種動向に対応した審査の高度化を図りつつ、植物新品種審査期間について、その平均期間を3年に短縮する。	A	B
146	・ 優良な稲の民間育成品種の普及に向けて、民間育成品種の市場への周知・PR等について検討を進めるとともに、都道府県による奨励品種への採用の促進を図るための方策について検討する。	B	B
147	・ BT産業への活用も可能となる構造改革特別区域法案における農業生産法人以外の法人に対する農業経営目的での農地等の権利取得(賃借権又は使用賃借による権利)を認める制度を創設する。	A	A
148	・ 食品産業の競争力強化や農業との連携を推進するため、民間が行う以下の食品分野の実用化研究を支援する。①発酵による機能性食品・成分の生産技術。②バイオマーカー等を活用した機能性食品の評価及び製造技術。③高齢社会に対応した高付加価値食品製造技術。④地域の特色ある農産物の利用を促進するための食品製造技術。	A	C
149	・ 消費者にとってより分かりやすい食品表示へ改善する。	C	C
150	・ 相談機関やアドバイザースタッフに係る民間における取組等を通じ、保健機能食品について消費者が正しい知識をもち、自ら選択できるように、一層の普及啓発を促進する。	C	C

【環境・エネルギー分野(よりよく暮らす)】

151	・ バイオマスを循環的に最大限活用することにより、将来にわたって持続的に発展可能な社会の実現に向けた国家戦略である「バイオマス・ニッポン総合戦略」(2002年12月策定予定)に基づき、以下の施策をはじめ、バイオマス利活用促進のための諸施策の着実な実施を図る。	B	C
152	・ 林地残材や古紙、食品廃棄物等といったバイオマスや産業廃棄物等を効率的に収集し、これらをさまざまな変換技術により、製品やエネルギーとして利活用するといったような、回収・再資源化・資源利用までの一貫したバイオマス利用関連技術を開発するとともに、その実用化・普及を図られ、それらが最大限に活用されるような社会システムを開発する。	B	C
153	・ 電気や自動車燃料としての利用に際する技術的な課題や制度的問題等所要の論点について整理した上で、バイオマスエネルギーを産出する技術やシステムの在り方について検討する。	B	B
154	・ 認定構造改革特別区域において、使用済物品等又は副産物を再生資源として利用し、酒類の原料として不正に使用されるおそれがないものとして製造するアルコールについては、アルコール事業法に基づく流通管理等に係る規定を適用しないこととする。	A	A
155	・ バイオマスを法律上位置づけた「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」により、電力分野におけるバイオマスエネルギーの一層の導入拡大に向けた取組を行う。	A	A
156	・ バイオマスエネルギーを導入する自治体、事業者、NPO等に対する支援を拡充する。	B	B
157	・ 下水汚泥と未利用バイオマスを共同処理し、メタン回収を行うモデル事業を実施する。	A	C
158	・ 廃棄物からのメタン回収施設の設置に対する補助を拡充する。	C	D
159	・ NPO/NGO等民間団体や企業等が連携して行う、バイオマスの利活用など循環型社会の形成に向けた取組のアイデアを公募し、実証事業として実施することにより、リデュース(排出抑制)、リユース(再利用)を中心とする循環型社会に向けた取組を推進していく。	B	C
160	・ 低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術の検討の一つとして、植物を用いた重金汚染土壌浄化技術等のBTを活用した対策技術について現場実証試験と総合的な評価を行い、その結果を公表する。	A	A
161	・ 非遺伝子組換え生物(微生物等)を用いたバイオレメディエーションについては、経済産業省、環境省に並列して安全に係る指針が存在しており、一元化を含めた適切な制度の検討を行う。	A	A
162	・ バイオプロセスに投入する植物由来の原料の供給に関しては、原料需要の拡大につながる新市場を創出する用途を対象として、その大半を占めるコーンスターチ製造用とうもろこしの関税割当制度の運用の見直し等を図る。	A	B
163	・ 製造工程へのバイオプロセスの導入、バイオマス由来のエネルギー・製品の普及のために、最終製品の価格インセンティブ、原材料のコストインセンティブを付与すべく総合的な支援措置を検討する。	B	C
164	・ 我が国の高い技術ポテンシャルを活かし途上国におけるバイオマス活用を推進するため、民間企業の海外におけるプロジェクトの実施を後押しする。	B	C
165	・ 生分解性プラスチック及び植物由来プラスチックのグリーン購入法特定調達品目としての取扱いについて検討する。併せて、BT関連製品(生分解性プラスチック等)の環境負荷について、原材料の製造から製品の廃棄にいたるライフサイクルを通して、エネルギー使用・温暖化への影響、循環型社会システムへの影響、有害物質の排出による影響、生態系への影響等の観点から、積極的に検討を行い、環境負荷低減に資する製品については、グリーン購入の推進等により普及促進を図る。	C	C
166	・ 生分解性プラスチックの国際標準化について、研究開発成果の国際的普及、国際競争力強化の観点から、国際標準の提案を行う等、より積極的に対応を進める。	B	C

戦略3 国民理解の徹底的浸透

I. 戦略3に関する分野横断的な事項に関する行動計画

1. 情報の開示と提供の充実

167	・国民理解増進のために、関係各府省共通の国民理解促進のための総合計画を策定する。その際、各府省で行っている国民への情報提供について共通の情報発信機能を整備する。また、関係各府省は、上記総合計画推進のための各府省ごとの政策を策定する。その際、ELSI※への取組の強化策について、それぞれの府省が行う事業の特徴を勘案しつつ、可能な限り数値的な目標を提示するものとする。	C	C
168	・マスメディアを通じた情報の提供、大学・研究機関の公開等を活用して、積極的な情報の開示を進めるとともに、わかりやすい情報提供のための資料作成を進める。また、サイエンスチャンネル、日本科学未来館等において、BTに関する情報発信を進める。	B	C
169	・生命倫理・安全対策に関する取組について、審議会等の公開とともに、電子パンフレットの作成などを通じ、積極的に情報の提供を行う。また、ELSIについての高い意識と知見をもったBT分野の研究者の養成を進める。	B	B
170	・生命倫理・安全対策に係る様々な指針において、研究成果の公開についての規定を盛り込み、機関内倫理審査委員会等における情報の公開を促す。	B	B
171	・遺伝子組換え技術等BTに対する国民理解の増進を図り、国民理解のもとに研究成果の円滑かつ迅速な実用化を促進し、適切な形で社会に還元するため、BTに関する情報の提供や国民各層間のコミュニケーションの充実を図る。	B	C
172	・遺伝子組換え作物について、実証試験による安全性の明確化等を含む行動計画を策定する。	A	C
173	・国立試験研究機関等の有する特許や研究成果をデータベース等を活用して積極的に公開するとともに、インターネット等を通じたBTに関する情報発信を進める。	B	B
174	・BTの理解と信頼を築くために、NPO法人などとの連携を行う他、インターネット等を通じ情報発信の強化に取り組む。	B	C

3. 学校教育・社会教育等の充実

175	・BTを含む科学技術、理科教育を重点的に行う高等学校を対象とした「スーパーサイエンスハイスクール」、小・中学校を対象とした「理科大好きスクール」等の「科学技術・理科大好きプラン」の充実を図るとともに、小学校教諭、中学校・高等学校の理科教諭に対するBTを含む科学技術・理科教育に関する研修について、大学、研究機関等と教育委員会が連携して実施するための支援策を講ずる。	C	C
176	・高等学校等における教育目的の組換えDNA実験を行う指導者の育成を目的としたセミナーを開催する。	C	C
177	・大学等におけるBT関連公開講座の充実や公民館・コミュニティセンター等を活用したBT関連の講習会の開催の促進のほか、BTを含む科学技術・理科について、興味や関心を引き起こす情報を提供し、科学館等を活用した情報発信を行う。	C	C

II. 戦略3に関する各分野の行動計画

【医療・健康分野(よりよく生きる)】

178	従来の3組織を統合した「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」の平成16年新設に向けた取組みを着実に実施する。同機構の設立に併せ、その機能の更なる拡充を図り、BTを活用した先端医療への国民の信頼をより一層確保するための方策を検討する。具体的には、人員・組織を強化し、治験前段階から承認までの一貫した指導・審査体制を構築するとともに、質の向上、効率化を図り、以下の取組を行う。 * 審査期間の短縮化、審査プロセスの透明化 * 審査官として、医学、薬学、獣医学、統計学、工学等の専門家の採用、増員 * 「ファスト・トラック制度※」(優先的な治験相談)の導入 * 医療上有用性の高い製品に対する「優先審査体制」の拡充 * 医療機器に係る申請前相談制度の開始、事務処理機関の改善など * 生物由来製品に関する専門審査体制の構築	B	C
179	本年の改正薬事法の改正の趣旨に則り、審査関連業務の再編充実と併せ、承認審査から安全対策までを総合的に行う体制を構築するため、幅広く安全情報を収集し、分析する体制や、IT技術を活用したより効果的な安全情報提供システムを構築するとともに、医薬品・医療機器等の有効性、安全性等の向上に関する調査を実施し、安全情報の質的向上、効率的・効果的提供等を図る。	B	C
180	・本年の改正薬事法に則り、BT応用医薬品・医療機器等を含む「生物由来製品」について、原料採取・製造から市販後まで一貫した安全確保対策を推進する。[平成14年度着手、平成15年度以降随時達成]また、生物由来の医療機器による健康被害救済制度を創設する。	A	B
181	・BTなどを利用した医薬品等の高度なリスク評価・管理技術の高度化のための研究開発を進める。	B	C
182	・総合科学技術会議生命倫理専門調査会において、ヒト受精卵の人の生命の萌芽としての取扱いについての検討を進め、その結論を得る。	A	A
183	・総合科学技術会議生命倫理専門調査会におけるヒト胚の取扱いに関する議論を踏まえ、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」、「特定胚の取扱いに関する指針」及び「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」の見直しの検討を行う。	B	B
184	・臨床研究全般を対象とする基本的な指針(ガイドライン)を策定する。また、ヒト体性幹細胞を用いた臨床研究、ヒト胚性幹細胞を用いた臨床研究に關し、指針を策定する。	B	B
185	・大規模な試料から得られるゲノムデータや個人のデータの取扱いに関するルール作りを努める。	B	B
186	・OECDワークショップを開催すること等を通じて、個人遺伝情報の保護に関する議論を深めることにより、個人遺伝情報保護法のあり方等ルールの策定を目指し、インフラも含めた産業利用の基盤整備を検討する。	B	B

【食料分野(よりよく食べる)】

187	・「今後の食品安全行政のあり方について」(平成14年6月11日 食品安全行政に関する関係閣僚会議)に沿って、消費者の健康保護を最優先に、食品安全行政にリスク分析手法を導入し、食品の安全性に関するリスク評価を行う食品安全委員会(仮称)を新たに設置する(リスク評価の対象から医薬品は除外されている。)。また、消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として食品安全基本法(仮称)を制定する。	A	A
188	・健康影響が広範に渡る等重大な事件事故等の発生への対応や輸入食品対策をはじめとする食の安全確保体制の強化など、リスク管理を担う厚生労働省として、医薬品食品局(仮称)及び食品安全部(仮称)を新設する等の大幅な組織再編を行う。	A	A
189	・農林水産省の組織再編として、食品のリスク管理部門を産業振興部門から分離・強化するため、食料消費行政とリスク管理を担う新局として「消費・安全局(仮称)」を新たに設置する。	A	A
190	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)に基づく省令を改正し、遺伝子組換え体利用飼料等の安全性審査を法的に義務化する。その後、最新の科学的知見及び国際的情勢等により、規制の内容について必要に応じ見直しを行う。	A	A
191	・食品安全委員会(仮称)は、自ら行う食品のリスク評価について、リスクコミュニケーションを実施する。また、リスク管理機関が行うリスクコミュニケーションも含めた、リスクコミュニケーション全体の総合的なマネージメントを実施する。加えて、総合的なリスクコミュニケーションとして、委員会を中心に、リスク管理機関、消費者、生産者等幅広い関係者を集めた意思疎通の仕組みを設ける。	B	B
192	・BT応用技術を用いた食品の安全性に対する正しい理解啓発のために、新規のテクノロジーに対する国民の懸念・不安に対するための情報提供、広報担当コミュニケーション育成等を推進する。	B	B
193	・遺伝子組換え作物を含め、食品安全に対する消費者等の信頼関係構築・強化のため、食品安全委員会(仮称)との円滑な連携や消費者等とのリスクコミュニケーションの体制の整備等を図るとともに、リスクコミュニケーション・システムの構築(システム開発・分析・評価、人材育成)、情報収集及び情報提供、企画・調整を行う。	B	C
194	・食品安全委員会(仮称)や厚生労働省等との連携の下、食品の安全性の問題に関わるリスク管理施策の強化、徹底した情報開示等に努めるとともに、消費者等との対話窓口として、独立行政法人農林水産消費技術センター内に「リスクコミュニケーションセンター(仮称)」を創設する。	A	B
195	・特定保健用食品以外のいわゆる健康食品について、安全性や効果等に関する情報提供・分析データベースの構築、消費者や専門家(医師、薬剤師、管理栄養士等)向け情報提供等を実施し、安全性・効果に関する情報の収集・提供を充実する。	B	B

【環境・エネルギー分野(よりよく暮らす)】

196	・遺伝子改変生物の利用等が生物多様性の保全及びその持続可能な利用に及ぼす悪影響を防止するための国際的な枠組みである生物多様性条約カルタヘナ議定書を締結するため、所要の国内法を整備するとともに、国内実施体制を構築する。これに基づき、遺伝子改変生物の利用に先立って、生物多様性の保全及びその持続可能な利用への悪影響を審査する。	B	B
197	・遺伝子改変生物に関するリスク評価と管理の技術(リスク・ベネフィットの定量化手法等)を開発するため、環境への意図的な導入における事前評価・事後管理手法の検討や調査研究を行う。	B	C
198	・国民に組換えDNA技術の安全性に関する情報基盤整備等を行うため、国内外の最新情報等の収集・蓄積を行い情報発信の強化に取り組む。	B	B
199	・国内で利用される遺伝子組換え生物が、生物多様性に悪影響を及ぼしていないかどうかを確認するため、全国の利用地域等において調査計画を策定し、影響の有無、程度に関する調査を継続的に実施する。	C	C
200	・「愛・地球博(愛知万博)」において、生ゴミ等の有機性廃棄物を「生分解するゴミ」として分別回収し、それらをメタン発酵させ、得られたメタンガスを発電等に使用するというような、バイオマスのリサイクルシステムのモデル事業を行う。また、「愛・地球博」における生分解性プラスチック製品の積極的な導入を図る。	A	B